

民法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

設問 1

債権の二重譲渡における債権の帰属を問う問題である。

前段は、まず債権の二重譲渡がされた場合に、第三者対抗要件（467 条 2 項）の具備が求められることを指摘してほしい。本問の事案のようにいずれの譲受人も債権譲渡の第三者対抗要件を具備している場合に、いずれの債権者が優先するか、判断基準をどのように解するかが問題となる。

判例は、いわゆる到達時説に立つ（最判昭和 49 年 3 月 7 日民集 28 卷 2 号 174 頁、判例百選Ⅱ No. 23）。その理由について適切に論じることが必要である。

その上で、第三者対抗要件の具備が先後不明の場合に、どのように考えるかが問題となる。同時到達の場合も踏まえて論じてほしい（最判昭和 55 年 1 月 11 日民集 34 卷 1 号 42 頁、最判平成 5 年 3 月 30 日民集 47 卷 4 号 3334 頁、百選Ⅱ No. 24）。

後段は、第三者対抗要件具備が先後不明・同時到達の場合に譲受人と債務者との関係を問っている。各譲受人は同一順位の債権者としてそれぞれ債務者に対し譲受債権全額の弁済を請求することができるとするのが判例（前記最判昭和 55 年 1 月 11 日）である。

上記に挙げた判例は、いずれも債権の二重譲渡に関する基本的なものであるので、これらを踏まえて、請求の可否を論じてほしい。

設問 2

債権の譲渡人と譲受人が債権譲渡を行ったが、それが通謀虚偽表示であった場合に、その譲受人に対する債権譲渡は無効であり、Y が有効に債権を譲り受けたこと、債務者対抗要件を具備していることを指摘してほしい。

その上で、債務者がそれを知らずに仮装譲受人に弁済した場合、弁済が有効として保護されるか、いかなる法律構成で弁済を有効とするかが問題となる。債権が仮装譲渡された場合の債務者は 94 条 2 項の「第三者」には当たらないとするのが判例である（最判昭和 8 年 6 月 16 日民集 12 卷 1506 頁）。478 条の適用を問題とする場合は、その要件を挙げて弁済が有効となるかを論じてほしい。

以上